

玄海原発の再稼働差止仮処分の申立が却下されて思うこと

2017年6月13日（火）、佐賀地方裁判所で、玄海原発3・4号機の再稼働差止仮処分申立が却下された。その判決骨子が、脱原発弁護団全国連絡会（【裁判・訴訟など】にリンク先あり）のHPにアップされていたので読んでみた。

色々書いてあるが、結論は多くの判断材料を「切り捨て」、非常に狭い範囲に限定して判断を下しているという印象のものであった。

詳細は各自で読んでほしいが、気になった点を書き出してみると、以下ようになる。

① 債権者である申立人側が、「人格権又は環境権に基づき」申し立てているのに対して、「環境権については、我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではないから」「根拠となり得ると解することはできない」と、環境権については全く配慮していない。

② フクシマ事故後の2012年に制定された改正原子炉等規制法について、「最新の科学的技術的知見を踏まえた合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される」とし、無条件に評価している。

③ そして、②を受けて、

原子力規制委員会の判断は合理的である→債務者である九電は、規制委員会の審査を受けるにあたって不合理な点がないことの疎明を尽くしている→そこで、疎明責任は債権者である申立人側にあるとし、原子力規制委員会の審査、審査における九電側の主張とともに合理的であるとし問題はないとしている。

④ 一方で、申立人側の基準地震動策定への疑義、原子炉施設の配管の安全性への疑義については厳しい視線でもって却下し、その延長線上で「水素爆轟が発生するおそれがあるとも認め難い」とまで言い切っている。

その結果、「本件各原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとは認められない」とし、申立却下を結論づけているのだが、果たして、これで司法の役割を果たしたものと言えるのだろうか？

三権分立を国是とする我が国では、司法は、立法・行政をチェックする機能を持つ機関であろう。フクシマの事故では、放射能汚染によって、環境が破壊され人びとの生活・生業が根こそぎ奪われる事態を数年前に経験したばかりである。現在の法律に環境権の規定がないのであれば、それを批判的に示唆するのが司法の役割ではないのだろうか。

また、2012年に制定された改正原子炉規制法による審査の問題点については、すでに各所で指摘されているはずである。IAEAの5層による深層防護に対して、日本の新規制基準は第5層の避難計画策定の義務を採用していない。さらに【消えゆく原発】で中西正之氏が何度も指摘しているように、日本の新規制基準は世界の最新の知見を反映したものではなく、とくに玄海原発などの加圧水型原発の場合、安易に審査が通るように最初からハードルを低くしたものになっており、無前提に水蒸気爆発は起きないとして対策をとっていないという。

仮に玄海原発で甚大な事故が起きたときには、被害は再稼働に同意した玄海町だけにとど

まるものではない。周辺の島々、さらには博多を含めた北部九州一帯に及ぶ可能性だってある。本件の裁判官らは、「安全性に欠けるところがあるとは認められない」と、債務者である九電の主張に「安全である」というお墨付きを与えているが、その裁定は、様々な疑義を踏まえて広い視野から判断を行い、万人を納得させるものになっているとは到底思えないのである。裁判官であるからには、「公」はいかにあるべきかを、厳正に追求し続けてほしいと願ってやまない。

◆判決骨子など <http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/17-06-13/>

(文責 片山純子) 2017年6月19日公開